第45回岩手県環境審議会 会議録

(開催日時) 令和2年10月16日(金) 14:00~15:30

(開催場所) 岩手県産業会館 7階大ホール

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議事
 - (1) 次期「岩手県環境基本計画」の基本的方向について(答申)
 - (2) 次期「岩手県温暖化対策実行計画」の基本的方向について(答申)
 - (3) 「第三次岩手県循環型社会形成推進計画(第五次岩手県廃棄物処理計画)」の 基本的方向について(答申素案)
 - (4) 環境緑地保全地域の指定解除について(答申)
- 4 報告
 - (1) 水質部会審議結果について
 - (2) 自然・鳥獣部会審議結果について
 - (3) 温泉部会審議結果について
- 5 その他
- 6 閉 会

(出席委員)

青井俊樹委員、東淳樹委員、阿部江利子委員、生田弘子委員、伊藤歩委員、 今宮英男委員、内澤稲子委員、小田祐士委員、小野澤章子委員、小野寺真澄委員、 菅野範正委員、後藤均委員、齋藤貢委員、笹尾俊明委員、佐藤康委員、渋谷晃太郎委員、 主濱了委員(太田真氏 代理出席)、鈴木まほろ委員、鷹觜紅子委員、滝川佐波子委員、 丹野高三委員、辻盛生委員、中村正委員、晴山渉委員、安原昌佑委員、山﨑朗子委員、 奥村浩信特別委員(田中祐正氏 代理出席)、角湯克典特別委員(佐野智樹氏 代理出席)、 内川靖特別委員(齋藤博之氏 代理出席)

(欠席委員)

石川奈緒委員、後藤均委員、篠原亜希委員、千葉照子委員

1. 開 会

○小島副部長兼環境生活企画室長 ただいまから第45回岩手県環境審議会を開催します。

私は、事務局を担当しております環境生活部副部長の小島でございます。暫時、司会を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は、委員32名のうち28名の御出席の報告をいただいております。過半数に達しておりますので、岩手県環境審議会条例第7条第2項の規定により、会議が成立していることを御報告いたします。

なお、当審議会ですが、審議会等の会議の公開に関する指針に基づきまして、会議録を公表するまでの間、会議内容を録音した音声情報をインターネットの県のホームページにて公開することとしておりますので、あらかじめ御了承願います。

2. あいさつ

○小島副部長兼環境生活企画室長 それでは、開会に当たり、藤澤企画理事兼環境生活部長から御挨拶申し上げます。

○藤澤企画理事兼環境生活部長 こんにちは。環境生活部長の藤澤でございます。第45回岩 手県環境審議会の開催に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、お忙しい中御出席をいただきまして、本当にありがとうございます。また、日頃より本県の環境行政の推進に御尽力をいただいていることに対し、厚く御礼申し上げます。

前回の審議会におきましては、次の「岩手県環境基本計画」、そして「岩手県地球温暖化対策実行計画」の答申素案について、御審議をいただきました。委員の皆様から幅広い観点から貴重な御意見を頂きまして、誠にありがとうございます。本日の審議会では、この2つの計画の基本的方向性につきまして、前回の審議を踏まえた答申案をお諮りしたあと、答申をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、本日は「第三次岩手県循環型社会形成推進計画」の答申素案につきましても、お諮りするほか、前回の審議会で諮問させていただきました「環境緑地保全地域の指定解除」につきまして、部会での審議結果を御報告いただいた後、答申案をお諮りし、答申をいただきたいと考えてございます。そのほか、各部会の審議状況について御報告することとしており

ます。

限られた時間ではございますが、委員の皆様には、忌憚のない御意見を頂きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

3. 議事

- (1) 次期「岩手県環境基本計画」の基本的方向について(答申)
- (2) 次期「岩手県温暖化対策実行計画」の基本的方向について(答申)
- (3) 「第三次岩手県循環型社会形成推進計画(第五次岩手県廃棄物処理計画)」の 基本的方向について(答申素案)
- (4) 環境緑地保全地域の指定解除について(答申)
- ○小島副部長兼環境生活企画室長 それでは、次第の『3 議事』に入ります。

以降の進行については、審議会条例第3条第2項の規定により、会長が議長を務めること とされておりますので、進行は渋谷会長にお願いいたします。

○渋谷晃太郎会長 皆さんこんにちは。先ほど藤澤企画理事様の方からお話がありましたが、本日は岩手県の今後の環境施策を進める上で、重要な案件がたくさんありますので、慎重かつ迅速な御審議について御協力をお願いいたします。

それでは、早速『3 議事』に入ります。まず第一に、次期「岩手県環境基本計画」の基本的方向の答申案について、事務局からの説明をお願いいたします。

○高橋環境生活企画室企画課長 環境生活企画室の高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、皆様のお手元にございます資料1-1をご覧いただきたいと思います。

前回の審議会におきましては、答申素案をお示しいたしまして、委員の皆様からは、会議の場または後日メールにおきまして、合わせて4件の御意見を頂いたところでございます。頂いた御意見につきましては、今回答申案の作成に当たりまして、それぞれ右側の対応欄に記載のとおり対応させていただいたところでございます。尚、個別の対応につきましては、説明を省略させていただきますが、1点補足させていただきますと、No.2の主演委員から「アメリカや中国など主要排出国に対するメッセージの発信が必要である」との御意見を頂きましたが、委員の皆様御承知のとおり、先月22日に中国が2060年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにするとの目標を公表したところでございます。このため答申案としまして

は、県民及び国内外へのメッセージといたしまして、個別の国の記載は行わず、気候変動問題は全世界の協力が必要な地球規模の課題でありまして、パリ協定では全締結国が野心的な努力に取り組むことを求めており、岩手県として世界の脱炭素化を牽引するとの国の方針を後押しすることにより、パリ協定の達成に向け地域から貢献するという記載にさせていただいたところでございます。今後も国内外の動向を注視しながら計画の策定と取組の推進に努めていきたいと考えております。

また、今後のスケジュールにつきましては、環境審議会から答申をいただいた後、計画素 案として県議会の12月定例会で説明するとともに、11月中旬から12月中旬にかけてパブリッ クコメントと地域説明会を実施いたしまして、県民の皆様から意見を募集することとしてお ります。それを踏まえて、最終案を取りまとめの上、県議会2月定例会で承認の議決をいた だき、年度内に策定、公表する予定としているところでございます。説明は以上でございま す。

○渋谷晃太郎会長 ありがとうございました。只今の御報告につきまして、御意見、御質問 ございますでしょうか。

これから答申を行うことになりますが、この計画につきまして、来年度以降、計画の実行等について、どういう点に留意すればといったことも含めて、御意見を頂ければと思います。かなり野心的な目標を掲げているので、これから県の方で実行するにあたって、本腰を入れていただくんだろうと思います。留意事項あるいは配慮する点などございましたら、ぜひこの機会にお話しいただければと思います。

よろしいでしょうか。特に御意見等ないということでございますので、答申案についてお 諮りしたいと思います。

本環境審議会としては、本案をもちまして、令和元年6月13日付け、「次期『岩手県環境基本計画』の基本的方向について」に対する答申をするということにしたいと思います。これについて御異議はございますでしょうか。

(なしの声)

御異議がないということですので、本案をもって答申することについて可決いたしました。御手元にお配りしている文書と併せて、知事に答申することとしたいと思います。 ありがとうございました。 続きまして、(2) 次期「岩手県地球温暖化対策実行計画」の基本的方向の答申案につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○高橋環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長 環境生活企画室の高橋でございます。それでは、資料 2-1 を御覧ください。先ほど説明いたしました環境基本計画と同様に、地球温暖化対策実行計画答申素案につきまして、前回の審議会で御議論をいただいたところでございます。その後メールにて 2 点の御意見を頂いております。頂いた御意見につきましては、今回の答申案の作成に当たって、それぞれ右の対応欄のとおり反映させていただいたところでございます。

なお、御意見の2では、2030年度の65%の再生可能エネルギーの内訳を示し、どの再生可能エネルギーが普及するのかが分かる資料があるとよいとの御意見を頂いたところでございます。この御意見に対応するために、資料2-2の答申案の45ページになります。前回の答申素案では、2025年及び2030年の電力の内訳がございませんでしたが、今回内訳として、電力ごとの想定量を記載してございます。

この想定量でございますが、2025年までは、現在環境アセスメントを含め、事業が進んでいるものを中心に試算してございます。

また、2030年については、2025年と比較して、具体的に事業が進んでいるものは少ないのですが、計画段階のもの、また今後見込まれる導入量を想定して試算したところでございます。2030年度までに増加する電源としては、風力発電が増加してございます。一方、水力発電につきましては、既に一定の開発が進み、今後大規模な開発の見込みが少ないということで、増加幅が少なくなっています。それぞれ、電力ごとに増加する割合が異なってございます。説明は以上でございます。

○渋谷晃太郎会長 御説明ありがとうございました。それでは、ただいまの御報告につきまして御意見、御質問がございましたら、よろしくお願いいたします。伊藤委員はいかがでしょうか。

○伊藤歩委員 データを加えていただきましてありがとうございます。私は環境影響評価の 委員をしておりまして、風力発電の場合、生態系に与える影響が無視できないということが ありまして、その辺りうまくやっていかないといけないのかなという印象はもっていま す。今後検討していただければよいと思います。

○渋谷晃太郎会長 先ほどと同様にこれから答申いたしますが、今後、来年度以降計画を進めるにあたって、配慮すべきことなどございましたら、御意見を頂ければと思います。

○晴山渉委員 先ほど追加説明いただいたデータの内訳の部分で、確認をさせていただきたいのですが、2013年から2019年にかけて地熱の発電量と水力の発電量が減少しているように見えるのですが、おそらく地熱は新たに八幡平市で始まっているので、増加する方向に行っているはずではないかと思うのと、概要版の左下の再生可能エネルギーの導入の状況を枠として書いていないので、差は出るのかもしれませんが、そちらの方では地熱が増えて、水力発電も一定となっているのですが、この差は何故集計上生じているのか教えていただきたい。○高橋環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長 45ページの水力と地熱が減っているのはなぜかということでございますが、ここにつきましては、水力の左の数値ですが電力量はkWh(キロワットアワー)、どれだけ電気を作ったかというものになってございます。水力については、たとえば雨が少なかったなど、その年の状況が発電量に影響するというところがございます。また、地熱につきましても、建設当時はかなり高い割合で発電をしているのですが、年数の経過とともに発電の効率が落ちてきているという状況でございます。また、点検などその年の状況等により発電量が異なるので、下がっている年もあるというところでございます。。

続きまして、概要版の方の左下の第4章のところの内容と右上のそれぞれの割合が異なるというところでございます。一番大きい部分では、太陽光が考えられますが、左下では、太陽光が半分以上を占めている一方、右上の方では、それほど割合が多くないところであります。これにつきましては、設備利用率という、発電設備がどれだけ発電したのかというところですが、太陽光の場合、夜はほぼ発電しませんし、曇りだったり雨だとか気象状況の変化の中でも、発電効率が落ちていくというようなことがありまして、設備利用率が太陽光発電の場合12~13%と聞いております。一方、バイオマスなどの物を燃やして発電するという発電所の場合の発電効率は80%ぐらいと聞いておりますので、その辺りが左下と右上の違いということになっています。

- ○渋谷晃太郎会長 他にはどなたかございますでしょうか。
- ○小野澤章子委員 大気部会の方でも検討させていただきましたが、実行計画ということで、計画が確定したのち、多くの県民に参画・協働していただきたいということで答申されると思うのですが、具体的にこの計画をどのような形で実際の実行に生かしていくのか、計画自体をどのように公表したり、多くの方に目を通してもらうのか、そういった点について方針等ありましら、お話いただきたいと思います。
- ○高橋環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長 今検討しておりますこの実行計画

は、今年度末に公表するということで準備をさせていただいております。実行計画策定後は、温暖化防止いわて県民会議、これは関係団体、市町村、教育機関等が集まって会議を設立しているのですが、県民会議などを通じて、広くこの内容につきましてPRをしていきたいと考えております。また先日の議会の中で知事が気象非常事態宣言について、岩手県としても宣言することを検討しているというような発言がございました。そういう宣言と併せて、様々な形で県民の皆様にお知らせをしていきたいと考えております。

○小野澤章子委員 大気部会の専門委員の先生方の中にも、教育というか若い世代にも理解 していただくことは重要じゃないかという意見もありました。私は教育機関に勤めておりま すが、今おっしゃったような方法も可能であれば、教育の場でこういうものを目標にしてい るのだと、自分が何ができるのか若い世代に考えていただけるような機会を作っていただけ れば、よりこの計画を立てたメリットが高まるのではないかと思いますので、ぜひ、今後も 私も携わっていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○渋谷晃太郎会長 ありがとうございました。他にございますでしょうか。

○小野寺真澄委員 資料2-2の74ページにあります、リサイクル率の指標に関してですが、この中で私が気になりましたのは、一般廃棄物のリサイクル率に関してです。年々県としましても、国としましても、市としましても、皆様の努力においてリサイクル率の向上は目に見えて分かっているところですが、それでもなかなか伸び率が悪い大きな要因に、どの市町村も古紙や食品の残さが多いのかと思います。例えば一般廃棄物に関しましては、こちらでお話していいのか分かりかねるところではありますが、対策がまだまだ遅れているなという気がしています。市の方でもたまにお話するのですが、食品残さに関して産業廃棄物であれば、ある程度の数値の把握がなされると思うのですが、一般廃棄物になると、食品残さに関して数値管理はどうもなされていないと感じます。数値管理がされていないということは、対策が打てないということなのではないかと常々思っておりまして、排出事業者にもですし、市だったり行政団体としても、実際どのぐらい出ているのかを求めていかない限りは、なかなか実際問題減らないのではないかと考えます。

古紙に関してもそうです。今回事業系の一般廃棄物に不燃・可燃以外に古紙というものを 追加した自治体があると聞きました。そういった取組を実際に落とし込んでいかないと、来 年またバーゼル条約が強化されて古紙が外に出て行かなくなり、国内で滞留するのではない かという話も出ております。その辺りの不安もあり、CO2のところで、焼却だけがより進 んでしまう懸念がありますので、計画策定以降にどういった具体策を落とし込んでいくかと いうことをご配慮いただきたいと思います。

○佐々木資源循環推進課総括課長 資源循環推進課の方から回答させていただきます。古紙のリサイクルについては、先日、市町村と会議等を行いまして、もう少し進められるように制度を考えていただきたいと提案を頂いておりまして、県の方でもどういうことができるか検討するということで持ち帰ってきております。また、食品残さについても、一般廃棄物の多くを占める生ごみ、中に含まれる食品ロスなどについて、法律の改正がありまして、各県で食品ロスの削減に向けた取組を推進するよう通知がきております。それに向けて当部としても、計画を作ることを含めた検討を始めたところでございます。実態把握についても環境省の補助事業で、県内の市町村でもやり方も含めて、現在検討を始めて、実際に奥州市では試験的に計測をしているとの実態も把握しておりますし、今年度は環境省の補助事業で全国に20の市町村の実態把握方法の研究を始めているところですので、そちらのデータも活用しながら、今後どのようなことができるのか庁内各部局とも連携しながら、対応策を考えていきたいと思います。

○東淳樹委員 岩手大学の東です。45ページのグラフを出していただくと分かりやすいのですが、再生可能エネルギーについて意見を述べさせていただきたいと思います。岩手県としては県知事が2050年までにCO2の排出を実質ゼロにするということを掲げていますので、県の温暖化対策実行計画として、このような形として2050年までには自給率100%を超えるというふうに書かれていますが、現状2019年、今は2020年ですが、5年後の2025年、10年後の2030年というと、風力発電並びに太陽光発電というのが飛躍的に伸びています。私はマクロの研究をしているのですが、現状だけでも、岩手県の風力発電の問題で、先ほど伊藤委員からも意見がありましたけれども、風向のいいところに風力発電を設置することになると思うのですが、岩手県内どこを見渡しても風向のいいところというのは、岩手県が県の方針として守らないといけないと言っているイヌワシの生息地となります。おそらくこれ以上風力発電を県内に作るというのは、洋上はイヌワシとは関係ないのですが、ほとんど不可能だと思います。

それから、同じ発電量で比較した場合に、風力発電よりも面積が必要な太陽光発電ですね。メガソーラーの太陽光パネルに関しては、ただでさえ虫食い状に岩手県の自然が太陽光パネルに変わっている現状で、これ以上太陽光パネルの設置が増えていくことは果たしてどうなのかと思います。CO2の排出が問題であれば、化石燃料を使うことに関してもCO2を地下に固定する技術だとかが開発されていますし、そもそもCO2が温暖化に貢献してい

るのかというところについても、専門家の間でも議論が分かれているところなので、再生可能エネルギーで100%電力を供給しなくてはならないというのも生態系との兼ね合いも含めて、どうなのかという思いがあります。私は今委員としておりますが、これに関しては責任がとれませんので、ここに関しては賛成しかねます。

○高橋環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長 委員御指摘のとおり、太陽光発電につきましては、メガソーラーを中心に、今までは山林を切り拓いて設置していたという面が多々ございます。また、風力につきましても山の上に作るということですので、環境への配慮が非常に大切になるという状況でございます。風力につきましては、環境アセスメントを通じまして、しっかりと検証を行っていただきながら、開発できるものは開発するということになると考えてございます。太陽光発電、メガソーラーにつきましては、前回、県内の送電網の容量がある程度いっぱいになったということで、平成28年から新規の申請をストップしている状況でございます。その後、部分的に認められてきておりますが、認められているものは、ほぼ風力発電ということになります。ですから、大規模な太陽光発電はここ数年新規の認定はほぼ受けていないという状況でございます。今後全体の送電網の状況等を踏まえて2030年以降は、見通しが分からない状況ではございますが、2030年頃の見込みとしましては、そういう状況かなということで考えてございます。

2050年を見据えたときに、太陽光・風力、こういったものについても陸上のものは、かなり限界があるのかなと思います。太陽光につきましては、工場とか家庭の屋根の上、そういったところにどんどん設置するというような動きが加速するというふうに考えられます。また、風力につきましても、陸上から洋上風力と、岩手県であれば、県北地方で協議会を開いて検討してございますが、洋上風力の可能性も今後出てくるのかと思います。

- ○東淳樹委員 県の立場としてはそのような見解になるのかと思いますが、いずれにしても 2030年に岩手県の自然がズタズタにならなければいいなと思っております。以上です。
- ○渋谷晃太郎会長 ありがとうございました。トレードオフ問題にならないように、どちらもうまく解決する方法で進めていただきたいと思います。

他にはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、意見が出尽くしたということで、答申案についてお諮りしたいと思います。本環境審議会としては、本案を持ちまして令和2年6月12日付けの「次期『岩手県地球温暖化対策実行計画』の基本的方向について」、に対し答申することと決したいと思いますが、御異議はございますでしょうか。

(なしの声)

それでは御異議がないようでございますので、本案をもって、答申することについて可決いたしました。御手元にお配りしております文書と併せて知事に答申することといたします。 それではここで、藤澤企画理事様に御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○藤澤企画理事兼環境生活部長 ただいま、「岩手県環境基本計画」、そして「岩手県地球温暖化対策実行計画」の答申について、お取りまとめをいただきまして、誠にありがとうございます。

「環境基本計画」につきましては、昨年の6月に、そして、「地球温暖化対策実行計画」につきましては、今年の6月に諮問をさせていただいて以来、委員の皆様には、大局的な観点から精力的に御議論を賜りまして、心から御礼申し上げます。

今回の「環境基本計画」におきましては、環境・経済・社会に関する諸課題や、パリ協定・SDGsなどの国際的な潮流を踏まえ、環境施策を通じて、本県の持続可能な社会を実現するという大きな方向性の下、新たな施策体系としての環境・経済・社会の一体的向上、そして、引き続き着実な推進を図るべき環境分野別施策の展開を通じ、地域循環共生圏の理念とも重なる、多様で優れた環境との共生、脱炭素で持続可能ないわての実現を打ち出していただきました。

また、「地球温暖化対策実行計画」におきましては、温室効果ガス排出量の2050年実質ゼロを見据えた野心的な目標設定の下、具体的な取組の方向として、さらに一歩踏み込んだ省エネルギー対策、本県のポテンシャルを最大限生かした再生可能エネルギーの導入促進、そして、多様な手法による温暖化対策を掲げ、豊かな生活と持続可能な脱炭素社会の実現に向けた道筋を示していただきました。

県といたしましては、この答申を真摯に受け止め、今後、関係部局とも連携を図り、県民、市町村や関係団体の御意見も伺いながら、最終案を作成し、県議会の承認を頂き、年度内に計画を策定できるよう努めるとともに、来年度以降、強力かつ着実に、本計画を実行してまいりたいと考えております。

最後になりましたが、これまでの御労苦に対し、改めて感謝を申し上げますとともに、今後とも本県の環境行政に、御協力、御支援を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではご

ざいますが、御礼の言葉とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○渋谷晃太郎会長 どうもありがとうございました。それでは議事を進めさせていただきます。

続きまして、「(3) 『第三次岩手県循環型社会形成推進計画(第五次岩手県廃棄物処理 計画)』基本的方向の答申素案」につきまして、循環型社会推進計画策定特別部会、笹尾部 会長様からご説明をお願いいたします

○笹尾俊明委員 循環型社会形成推進計画策定特別部会長の笹尾でございます。少しお時間 を頂きまして御説明をさせていただきます。

循環型社会推進計画策定特別部会におきまして、第三次岩手県循環型社会形成推進計画 (第五次岩手県廃棄物処理計画・岩手県ごみ処理広域化計画)の基本的方向について審議し てまいりましたが、このほど、計画案がとりまとまりましたので、部会長を務めております 私の方から、これまでの部会での審議の経過等についてご説明いたします。

この循環型社会推進計画策定特別部会は、次期循環型社会形成推進計画の基本的方向について審議するため、今年の6月の第43回の当審議会において設置が承認され、3名の審議会委員と4名の専門委員の7名で構成されております。同日に知事から諮問のございました本計画の基本的方向について、これまで2回の部会を開催し、審議を行ってまいりました。

第1回の部会は、6月19日に開催し、部会長の選任、部会長職務代理者の指名の後、事務局から計画の策定スケジュールや骨子案が示されたところです。この中で、委員から国の「環境基本計画」や「循環型社会形成推進基本計画」においても提唱されている、地域の資源を最大限に活用して、その特性を生かした自立・分散型の社会を形成するなど、環境・経済・社会の一体的な向上により持続可能な地域づくりを目指す「地域循環共生圏」の考え方を計画の骨子に盛り込むよう提案がありました。

次に、8月31日に開催した第2回の部会におきましては、事務局が提示した計画素案を審議しました。委員からは特に現状や課題、目指す姿、施策の展開方向についての修正意見等の提案がございました。

この計画は、循環型社会を推進するための本県における基本計画として位置付けられるものですが、部会としましては、本県における多様な施策によりその実現を目指す「地域循環共生圏」を資源循環分野から支えることを意識し、本県における循環型社会の形成に関する施策の展開方向について、県民や市町村担当者等にとってわかりやすい計画となるよう留意しました。

以上が、審議の経過等についての御報告です。続いて、計画案の概要についてご説明します。

「第三次岩手県循環型社会形成推進計画・第五次岩手県廃棄物処理計画・岩手県ごみ処理広域化計画の基本的方向について」ですが、本文は資料3-3及び3-4のとおりで、かなりのボリュームがございますので、A3判1枚の概要版、資料3-1に基づいてご説明させていただきます。

まず、計画策定の趣旨ですが、岩手県廃棄物処理計画の第五次計画並びに岩手県ごみ処理 広域化計画として策定するとともに、資源循環の推進、ゼロエミッション化を始めとする3 R (スリーアール)の取組や循環型社会の形成を推進するビジネス・技術の振興を図るな ど、循環型社会形成を推進するための本県における基本計画として策定するものです。計画 期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間です。

次に、循環型社会の形成に係る主な現状について説明します。

まず、資料左側の「1 3 R の推進」については、本県における廃棄物の排出状況は、全体として近年横ばいで推移しています。

次に、「2 廃棄物処理体制の構築」については、東日本大震災津波等の災害廃棄物の受入れにより、県内の最終処分場の残余容量が低下しています。さらに、県では東日本大震災 津波の教訓を踏まえ、平成28年3月に「岩手県災害廃棄物対応方針」を策定しています。

続きまして、「3 適正処理の推進」については、廃棄物の不適正処理事案は完全には撲滅に至っていない上、PCB廃棄物や福島第一原発事故により発生した放射性物質汚染廃棄物など通常の処理が困難な廃棄物について、着実な処理が求められています。

こうした現状と資源循環を取り巻く環境の変化や、国が平成30年に策定した「循環型社会 形成推進基本計画」の内容などを踏まえまして、次期計画では、資料右上にお示ししており ます「地域循環共生圏を3Rで支える持続可能ないわて」を目指す姿に掲げております。ま た、目指す姿の具体像の3つの柱は「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環が行われて いる」、「災害に強く持続可能な廃棄物処理体制が確立している」、「廃棄物の適正処理が 徹底されている」の3つになります。先ほどご説明した現状とのギャップを資料中央上段に 記載した課題として設定し、施策を展開することとしています。

次に、資料下段にお示しした「施策の展開方向」についてご説明します。なお、特に本県の地域循環共生圏の実現に寄与すると期待される取組については、紫色の《共》マークを付しております。

まず、「1 ライフサイクル全体での徹底的な資源循環の推進」につきましては、市町村をはじめとした関係団体と連携し、3Rのうち、リサイクルに比べて優先順位が高いリデュース・リユースを指す「2R(ツーアール)」の一層の推進に向けたライフスタイルの転換、新たな環境ビジネスの創出支援、循環型地域社会を担う人材の育成や適正なリサイクルの推進体制の確立などを進めてまいります。また、海岸漂着物の発生抑制と回収・処理といった新たな課題に対する取組も展開していくこととしています。

次に「2 災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の確保」についてですが、県内における 廃棄物処理施設の設置の最適化、地域の実情に即した効率的なごみ処理体制の構築、万全な 災害廃棄物処理体制の構築に重点を置きながら施策を展開していくこととしております。

また、「3 廃棄物の適正処理の徹底」については、不法投棄・不適正処理の撲滅に向けて必要な監視・指導体制の強化等を図るとともに、PCB廃棄物の適正処理の推進や関係市町村における放射性物質汚染廃棄物処理の早期終了に向けた支援を継続するなど、通常の処理が困難な廃棄物の着実な処理を進めてまいります。

なお、本計画に基づく施策の展開に当たりましては、多様な主体の参画のもと、各施策が 寄与する環境・社会・経済の各分野やSDGsとの関連も意識して総合的に取組を展開する こととしています。

続いて、資料3-2を御覧ください。ここでは先ほどご説明した計画案で定める指標及び 目標値をお示ししています。また、指標と施策の展開方向との関連につきましては、資料3-1下部でご説明した関連施策に対応させています。

まず、一般廃棄物に関する指標については、従来の指標に加え、「エコショップいわて認 定店等による店頭資源回収量」と「県民一人1日当たりの家庭系ごみ排出量」を新たな指標 として定めました。

また、産業廃棄物及び廃棄物の適正処理に関する指標については、本県の現状、いわて県民計画や国の計画における目標の設定水準を踏まえて、従来の指標を引き続き用いることとしています。

なお、本計画では従来の「一般廃棄物」、「産業廃棄物」、「適正処理」の指標に加えて、基本目標で触れています地域循環共生圏について、資源循環分野からその広がりを把握するための参考指標として、総物質投入量に占める循環利用量の割合である「入口側の循環利用率」を設定しました。

以上が、特別部会で審議を行った岩手県循環型社会形成推進計画等案の概要ですが、今

後、事務局にて計画案を調整した上で、パブリックコメントを行い、今年度内に最終答申を 行うこととしています。報告は以上でございます。御審議の方よろしくお願いいたします。 〇渋谷晃太郎会長 ありがとうございました。只今の御説明につきまして御意見・御質問は ございますでしょうか。

- ○伊藤歩委員 今ご説明いただいた概要の方ですが、資料3-1ですね。施策の展開方向に「2R」と出てきているのですが、本編の方を見ると、「リデュース」と「リユース」の2つと書かれていますが、概要の方には明記されていないと思ったのですが、もしこの概要を一般の方が御覧になるのであれば、明記された方がいいのではないかと思いました。
- ○佐々木資源循環推進課総括課長 そのように変更させていただきます。御指摘ありがとう ございました。
- ○渋谷晃太郎会長 この計画は色々と社会活動と関連が深いもので、廃棄物を出される方の 立場も色々あると思いますので、一つは農業系からも色んなビニールなどのごみが出ている と思うのですけれども、阿部委員さんいかがでしょうか。
- ○阿部江利子委員 おっしゃるとおり、農業関係の廃棄物がかなりの量出ております。ただ、ビニールですとか、どうしても野菜を収穫するにあたって、家庭菜園は微々たるものですが、大型農業等をやるためには、どうしてもマルチが必要になります。今のマルチは自然に還るというものも確かにあるんです。回収しないで、そのまま土と一緒に収穫したらすき込んでしまう。ただ、コスト的な面を考えますと、かなり経済的に農業を逼迫するところがあります。それで生活しているものですから、そういう補助的なものが資材に対してあれば、また廃棄するものも格段に少なくなるということが実態です。実際にいいものが出ているので、そういうものを使っていただくようにするだけでも、かなりの量が削減できると思います。肥料のひとつをとってもすごい量が廃棄として出されています。10トントラックが何台とか、年に2回農協で回収するのですが、びっくりするぐらいの量が出ます。何トンというものではないくらい出ますので、そういう面を農業をやる者としては、補助的なものがあれば、大きな部分で削減できる可能性はあります。
- ○渋谷晃太郎会長 ありがとうございます。県の方でいかがでしょうか。
- ○佐々木資源循環推進課総括課長 生分解性プラスチックの農業資材ができているというのは、こちらでも承知しておりまして、それはまだ高価であるということも承知しておりますので、その辺りの対策に関しては、関係する農林水産部とも連携して情報を仕入れて対応を考えていきたいと思います。プラスチック自体は環境省でも言っていますように、プラス

チックスマート、排出されたものを全て資源に変えていこうという方針も示しています し、今まで農業資材を再生して東南アジア方面に輸出していたものも、うまくいかないとい う状況もこちらでも把握しておりますので、全体を踏まえて、今後どのようにしていけばい いのかということを、広く検討してまいりたいと思います。まだ素案の段階ですので、この 辺りも書き加えることができれば対応していきたいと考えております。

- ○阿部江利子委員 さっきは、廃棄すると言っていたのですが、農業廃棄物を出すときも全部リサイクルできるように仕分けをして出しています。全部が全部、肥料の袋もマルチもごちゃまぜで出しているのではなく、きちんと出すときには各農家がそれぞれ全部仕分けして分かるようにして持ち込んで、まとめてそれをリサイクルのところに出しているという現状もあります。お考え違いのないようにお願いします。
- ○佐々木資源循環推進課総括課長 どちらの企業がやっているかも存じておりますし、そちらの会社と一緒に農家の皆さんのご協力も求めて、もっと進めていきましょうと話したこともあります。 そちらも含めて対応していきたいと思います。
- ○渋谷晃太郎会長 特にバイオマス関係ですと、林業のほうからチップが出ると思うのですけれども、残さも含めてですね、鷹嘴委員いかがでしょうか。ごみというより資源かと思いますけれども。
- ○鷹嘴紅子委員 森林・林業会議から代表して来ているのですが、チップの方はちょっと理解が足りなくて、すみません。ただ私自身、建築関係の仕事をしておりますので、産業廃棄物について、例えば省エネで盛んとLED化などが進んでいるのですけれども、片方では省エネでも同時に産業廃棄物が増える傾向に現在あるのではないかと考えます。おそらくその辺りのバランスというのは、事務局の方でも考えてらっしゃると思います。ただやはり、技術と言いますか、少しずつ省エネの方向に進んでいると思います。そういったバランスで生じる産業廃棄物みたいなものは増えて、なおかつ省エネの方向に進んでいる。今はそういう時代なのかと思います。
- ○渋谷晃太郎会長 建築廃材とか中身が変わってきているということですね。
- ○鷹嘴紅子委員 それと同時に水洗化、下水関係が変化し、従来のものが産業廃棄物として かなり出ているのではないかと思います。
- ○渋谷晃太郎会長 ありがとうございました。県の方で把握されてますでしょうか。
- ○佐々木資源循環推進課総括課長 前回の環境審議会の本会の方で太陽光パネルの廃棄に ついても委員から御質問を受けまして、その際も2040年前後にかなり廃棄されるということ

で、今後国がリサイクルの研究を進めていくという動向を見守りながら、県としても助成を行っていこうということをご報告しました。先ほどお話のあったLEDに関しては、長寿命化ということで、将来的に廃棄量は減るのですけれども、入れ替えるときは一時的に廃棄量が増えてしまいます。ただ、県としてはトータルで減らすということがあれば、そういうものについても推進していこうと考えて、補助等も出しています。一時的な廃棄物でも処理量を超えるような出方では困るのですけれども、トータルで減らすということを施策として考えながら、計画の中にも取り込めればと思います。

○渋谷晃太郎会長 ありがとうございました。食品ロスの問題も結構あって、今月世界食料 デーというのがあるのですけれども、特に飲食関係、旅館とかが大変だと思うのですが、佐藤委員、何か御意見等あればお願いいたします。

○佐藤康委員 旅館組合の佐藤でございます。すでに、私ども旅館組合では、県の方の指導もございまして、食品ロス、特に宿泊業界におけます宴会料理、それから一般のお客様方の朝夕のバイキングにつきましては、メニューの改善を含めまして、様々な取組をしております。特に昨年は、何度かマスコミにも取り上げていただきまして、必ず食事が終わったあとの会食の場、残った物の掲示も含めまして、それぞれの支部としての取組もしておりますので、非常に成果があったと思います。ただ、コロナの問題で今、バイキング料理等ができなくなっておりますので、ほとんどがお弁当形式の形になって、我々の業界では食べきりと言いますけれども、そういった形のものに変わってきていますので、大分廃棄物が減ってきております。

○渋谷晃太郎会長 ありがとうございました。県の方では食品ロスについては、いかがでしょうか。

○佐々木資源循環推進課総括課長 先ほど質問もありました食品ロスについて、来年以降になりますが、庁内関係部局とも連携をしまして、計画の検討を進めていきたいと考えております。旅館組合さんの方でそういう取組をしているということも存じておりますし、県の方でもエコレストランなどで「食べきりキャンペーン」ということもやっております。廃棄物処理という問題では、最終的にごみを削減するという観点なのですが、それ以外にも最近、生協さんが始めたようなフードドライブといった取組も参考にしながら、色んな意味で無駄を減らそうということに関して、今後検討してまいりたいと考えております。

○渋谷晃太郎会長 他の委員さんから何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、「第三次岩手県循環型社会形成推進計画(第五次岩手県廃棄物処理計画)」に つきましては、先ほど御説明ありましたけれども、今後パブリックコメントを経て次回審議 会で答申したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、「(4) 環境緑地保全地域の指定解除について」ですが、本件は9月に開催されました審議会で諮問を受けまして、自然・鳥獣部会に付議してご審議していただくこととしておりました。それではまず、自然・鳥獣部会の青井部会長様から審議経過の報告をお願いいたします。

○青井俊樹委員 自然・鳥獣部会長の青井でございます。資料は4-1から4-3になります。令和2年9月11日付けで知事より諮問されました「環境緑地保全地域の指定解除について」、令和2年9月23日に自然・鳥獣部会を開催し、審議をいたしましたので、その結果をご報告いたします。

本案件は、岩手県自然環境保全条例に基づき指定しております、「森山工業団地環境緑地保全地域」及び「北上工業団地環境緑地保全地域」の2地域について指定を解除しようとするものでございます。指定を行った昭和48年当時は、工業団地の造成等において緑地の確保に関する具体的な法律規定がなかったことから、条例として行うことにより当該工業団地の良好な自然環境保全のための緑地の確保に寄与してきたところです。指定後、「工場立地法」、「工場立地に関する準則」、「森林法」など緑地を確保・保全するための法制度が順次整備されてきたこと、また当該工業団地の造成も概ね完了していることなどを踏まえ、審議いたしました。審議の結果、森山工業団地・北上工業団地の両環境緑地保全地域については、法令に基づいた十分な緑地は確保されており、今後においても自然の保護と開発との調和が図られるものと判断し、原案のとおり指定解除は妥当であるという結論に至りました。部会における審議結果の報告は以上でございます。

○渋谷晃太郎会長 ありがとうございました。ただいまの御報告につきまして、御意見・御 質問などありましたらお願いいたします。特にございませんでしょうか。

それでは、この答申案についてお諮りいたします。本環境審議会としては、本案をもちまして令和2年9月11日付け「環境緑地保全地域の指定解除について」に対する答申をすることと決したいと思います。これについて御異議ございませんでしょうか。

(なしの声)

異議なしということで、本案をもって答申することについて可決いたしました。御手元に

お配りしている文書と併せて知事の方に答申することとしたいと思います。ありがとうございました。

4. 報告

- (1) 水質部会審議結果について
- (2) 自然・鳥獣部会審議結果について
- (3) 温泉部会審議結果について

○渋谷晃太郎会長 環境審議会条例第8条第3項の規定により、部会の議決をもって審議会 の議決とすることができるとされている事項につきまして、本日はその結果について各部会 から御報告をいただきます。

それでは、水質部会の伊藤部会長様から御報告をお願いいたします。

○伊藤歩委員 水質部会からの報告事項になります。お手元の資料5をご覧ください。令和 2年9月11日に書面開催しました水質部会におきまして、「1.審議事項」に記載しており ます事項について審議を行いましたので、結果をご報告いたします。

「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について、令和2年4月2日に土壌の汚染に係る環境基準が改正されまして、令和3年4月1日から施行されることから、当該基準を準用している条例施行規則に定める土壌の基準値および測定方法を改正するものであります。審議の結果、事務局案のとおり議決しました。水質部会からの報告は以上になります。

○渋谷晃太郎会長 ありがとうございました。只今の御説明につきまして、御質問ありますでしょうか。特にございませんか。

それでは次に、自然・鳥獣部会長の青井部会長様からの御報告をお願いいたします。

○青井俊樹委員 自然・鳥獣部会の青井でございます。自然・鳥獣部会の報告は、1件です。資料6をご覧ください。自然・鳥獣部会では、令和2年9月17日付けで諮問されました鳥獣保護区特別保護地区の指定について、令和2年9月23日に部会を開催し、審議をいたしました。これは「鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」の規定に基づき、これまで指定してきました五葉山鳥獣保護区特別保護地区、浄土ヶ浜・蛸の浜鳥獣保護区特別保護地区、及び滝沢市砂込鳥獣保護区特別保護地区の指定期間が満了することから、それを改めて指定したものであります。審議の結果、原案を適当と認める旨の答申を行いました。内容

については資料を御覧願います。以上で部会の報告を終わります。

○渋谷晃太郎会長 青井部会長ありがとうございました。只今の御説明につきまして御質問 等ございましたらお願いします。ございませんでしょうか。

それでは次に、温泉部会につきまして、辻部会長職務代理者より御報告をお願いいたします。

○辻盛生委員 温泉部会の部会長職務代理者を務めさせていただいております辻です。よろしくお願いいたします。温泉部会の審議結果報告は1件です。資料7になります。令和2年8月24日付けで諮問された温泉掘削許可申請について、令和2年9月11日に部会を開催しまして、審議を行いました。これは、「温泉法」第3条第1項の規定に基づき、久慈市長から温泉掘削許可申請があったものであり、その内容について審議したところ、既存の温泉流出量や温度等に影響を与えられるものでないと認められましたので、許可相当ということで答申することとしました。温泉部会の報告は以上です。

○渋谷晃太郎会長 ありがとうございました。只今の御説明について御質問等ございました らお願いいたします。特にございませんでしょうか。

それでは、報告につきまして終わります。

5. その他

○渋谷晃太郎会長 次に「5 その他」に入りたいと思います。委員の皆様方何かありましたらお願いいたします。全体的な内容でも結構です。

(なしの声)

それでは、発言が特にないようですので、進行を事務局にお返ししたいと思います。ありがとうございました。

6. 閉会

○小島副部長兼環境生活企画室長 渋谷会長、ありがとうございました。最後に事務局から 一点、御連絡を申し上げます。次回の当審議会でございますけれども、来年の2月の開催を 予定しております。日程につきましては、事前にご相談させていただきますので、よろしく お願いいたします。

以上で本日の審議会を一切を終了いたします。大変お疲れ様でした。ありがとうございました。